

# 会 議 録

## 1 附属機関等の会議の名称

第2回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

## 2 開催日時 令和2年11月27日（金）午後1時55分から3時20分まで

## 3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 2階研修室

## 4 会議に出席した者

### （1）委員

高橋 文一 会長，清水 五郎 副会長，櫻井 道子 委員，黒沼 篤司 委員

原田 伊都子 委員，戸部 成子 委員，木村 明子 委員，鈴木 輝雄 委員

小野 久恵 委員，原 博 委員

### （2）事務局（長寿支援課）

渡辺克也 課長，伊藤博人 課長補佐，相原浩子 課長補佐

高橋ひろみ 主幹兼包括ケア係長，近藤聡子 主幹兼長寿支援係長

佐々木仁美 介護保険係長，横山 太一 技術主査

### （3）その他

なし

## 5 議題及び会議の公開・非公開の別

### 議題

（1）美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について

（2）その他

### 会議の公開・非公開の別

公開

## 6 傍聴人の人数

0人

## 7 会議資料

別紙のとおり

## 8 会議の概要

○事務局（渡辺長寿支援課長） 皆さん、こんにちは。

長寿支援課、課長の渡辺でございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

会議開会の前に、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思います。

委員の皆様には事前に配付をさせていただいておりましたが、不足している場合には事務局へお知らせいただければと思います。

まず、本日の会議次第、A4、1枚のものです。それから、ページ番号を振っております、99ページになろうかと思うのですが、一番厚いもの、美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、計画書案でございます。それから、同計画書案の概要ということで、ページ番号12ページまで振っておるもの。以上3点について事前にお配りしてございます。

それから、本日、机の上に置いておりましたが、A4、1枚の資料になりますけれども、計画案の正誤表でございます。

皆様、よろしいでしょうか。

（はい、の声）

ありがとうございます。

それでは、定刻でございますので、ただいまから令和2年度第2回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開会いたします。

初めに、玉手委員、阿部委員のお2人の委員から、都合により本日欠席するとの連絡をいただいております。

なお、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例第6条第2項に規定してございます過半数の委員の出席を本日いただいております。会議の開催要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

次に、次第の2、会議録署名人及び会議書記の選出でございます。

町で定めてございます附属機関等の設置及び運営に関する指針におきまして、附属機関等の会議について、会議録を作成し公開することを規定してございます。

当策定委員会におきましても、事務局において会議録を作成し、ご出席いただきました委員から会議録署名人2人を選出いたしまして、内容確認後にご署名をいただいた上で公開したいと考えてございます。

本日の会議録署名人、それから会議書記の選出につきましては、いかがいたしますか。

○議長（高橋文一会長） いかが取り計らいますでしょうか。

（事務局選任、の声あり）

○議長（高橋文一会長） 事務局でという声がありました。それでは事務局選任でよろしいでしょうか。

（はい、の声）

○事務局（渡辺長寿支援課長） それでは、事務局から提案をさせていただきます。

会議録署名人に、木村明子委員と原博委員のお2人をお願いできればと思いますので、ご提案をさせていただきます。

また、会議書記につきましては、事務局の長寿支援課介護保険係長の佐々木仁美が務めるということで提案をさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（高橋文一会長） 皆さん、ご異議ございませんね。

（はい、の声）

○事務局（渡辺長寿支援課長） ありがとうございます。

それでは、会議録署名人のお2人につきましては、会議録作成後に事務局からご連絡をした上でお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることを定めてございますので、高橋会長を議長といたしまして会議を進めていただきます。

高橋会長、よろしく願いいたします。

○議長（高橋文一会長） 皆さん、こんにちは。

午後の貴重な時間をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今日も滞りなく会議を進めていきたいと思っております。ご協力をよろしく願いいたします。

早速、議事に入ります。

次第の3、議事ですけれども、(1)美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について、事務局、よろしくお願いします。

○事務局(伊藤課長補佐) 長寿支援課、課長補佐の伊藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

説明につきまして、着座にて失礼いたします。

まず、私から説明の前に、先ほど課長の渡辺からお話がありましたが、すみません、本日お手元のほうに、資料配布後に3か所修正のあった箇所についてまとめさせていただいております。先にそちらについてご説明させていただきます。

まず、計画書案、本編のほうの1ページの中段になります。

こちら中段の「「地域包括ケアシステム」をさらに充実・深化する必要があります」とあったところを、取り組んでいる業務を深めるのは当然のこととありますので、さらに推し進めていくという意味で、「「地域包括ケアシステム」をさらに充実・進化させる必要があります」1ページのちょうど真ん中になります。

よろしいでしょうか。

続きまして、ページ数にしまして25ページになります。

25ページの一番上に、「認知症に関する相談窓口の認知」という項目で、すみません、前回のアンケート項目から分析の部分を抜粋しておりますが、こちら実は24ページの中段に同じ項目をつくってございました。項目が重複してしまうことから、25ページの上の「認知症に関する相談窓口の認知」の項目自体の削除をお願いいたします。

続きまして、43ページの敬老事業の敬老式の表になります。こちら表の2段に分かれている下の部分、「参加人数」となっておりますが、こちら「補助団体(件)」と修正をお願いします。

併せまして、計画値、令和3年から令和5年の計画値、こちら補助団体件数66件としておりましたが、3件プラスして69件に変更をお願いいたします。こちらは、66件、行政区の数なのですが、その66件に、町内の特別養護老人ホーム2件、養護老人ホーム1件の3件足した形の69件と数値を修正させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして私から、美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の計画書案についてご説明申し上げます。

まず初めに、こちら計画書案本編の紙2枚をめくっていただけたらと思います。

こちら目次になります。

今回の美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画につきましては、第1章、計画の策定にあたって、第2章、高齢者の現状と将来推計について、第3章、計画の基本的な考え方、第4章、健やかで暮らしやすいまちづくり、第5章、支えあいを推進するまちづくり、第6章、介護基盤の充実したまちづくり、第7章、計画の推進、ほかに計画別紙となります成年後見制度利用促進プランといった、7つの章と1つの別紙で構成するように作成しております。

こちら本編、計画書案につきましては、計画の別紙である成年後見制度利用促進プランも含めると100ページ近くにも及ぶ計画書となっておりますことから、今この場の説明では、基本的にはお配りした資料の大まかな構成を抜き出してまとめさせていただきました計画書案概要を用いましてご説明させていただけたらと思います。

まず、計画書案概要の1ページをご覧ください。

こちら第1章の主要部分を抜き出してまとめたものとなります。

今回策定する第8期の計画につきましては、いわゆる団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となり、介護ニーズの増加が見込まれる令和7年、前回の策定委員会でもご説明申し上げました2025年問題、こちらを見据えた計画の策定だけではなく、ちょうど私ぐらいの年齢の団塊のジュニア世代が65歳の高齢期に到達する令和22年、2040年、こちらの高齢者の状況を推計し、その特性、課題を踏まえた形で、後にご説明申し上げます理念を計画的に推進することを目的として策定するということをまとめております。

次に2ページ目をご覧ください。

こちら本編の3ページから4ページに当たる部分を抜粋したものです。

計画の法的な根拠、関連計画についての調和、あと今回策定する計画の期間についてまとめております。

こちらは、法的根拠につきましては、こちら高齢者福祉計画、介護保険事業計画につきましては、老人福祉法第20条の8第1項、ほかには介護保険法第117条第1項の規定に基づき、市町村におきまして必ず策定しなくてはならないものとして定義しております。

続きまして、関連計画との調和として、今回案としてご提示した事業計画は、様々な関連する計画が存在しております。この計画は、市町村計画と同様に国の指針に基づき作成しなければならない宮城県が作成する介護保険事業計画である「みやぎ高齢者元気プラン」や「宮城県地域医療構想」と整合性を図る必要があることから、宮城県とは、主に私どものほうで事業量

等の見込みについて内容の整合性を図って、今回の案を策定しております。

また、町の上位計画となる第2次美里町総合計画・美里町総合戦略における、保健、医療、福祉分野の基本的方向である「健やかで安心なまちづくり」を実現していくための施策を記述した計画であるという一面も持っております。

このことから、上位計画となる総合計画のほか、健康福祉課で策定しております地域福祉計画などと整合性を図りながら、この案を策定いたしました。

次に、計画期間です。

計画期間につきましては、介護保険法で定められているものでありますので、3年を1期とした令和3年度から令和5年度を計画期間として策定してまいりました。

続きまして、概要の3ページ目からご説明させていただきます。

ここの概要につきましては、計画書本編の第2章の高齢者の現状と将来推計、ページにつきましては本編の6ページから36ページについて、主要なものを概要として抜粋したものであります。

こちらの数値や推移につきましては、前回の策定委員会の中で私のほうからご説明させていただいたところでありますので、この場での詳細な説明は省略させていただきますが、この章では、令和22年度までの人口の推移や人口変化率、世帯の推移をはじめ、要介護、要支援認定者がどのような動向で推移するかなどの推計及び介護サービスの給付費や受給率、また、令和2年1月に実施したアンケート調査における分析について、こちらの章、まとめたものとなっております。

この分析やアンケートによって、美里町を取り巻く状況の推計及び分析に基づき、概要の5ページ、計画書でいうところの38ページから41ページに当たる部分です、第3章、計画の基本的な考え方として、こうあるべきだという根本の考えである理念、その理念を実現するための各事業分野で取り組んでいく3つの基本方針、その方針を支える各種事業といった施策の体系を計画書にまとめております。

こちら概要の5ページの上のほうに大きいフォントで記載させていただいておりますが、今回の契約書の基本理念につきましては、現在の7期計画からのキープコンセプト、同じ理念を継承することとし、若干表現は変えておりますが「生き生きと暮らせる健やかで安心な共生のまち」という形の理念を設定させていただきました。この理念に基づいて、8期の計画では、保健や医療との連携や取組をさらに推し進めてまいりたいと考えております。それと同時に、高齢者の皆さんが地域とのつながりを持って過ごしていくことができるような事業を、さらに

町で進めていきたいと考えております。

この理念を実現するために3つの基本方針が、こちら5ページの中段から記述したものとなります。

まず、基本方針の1、健やかで暮らしやすいまちづくり。

こちらは、高齢者が加齢に伴う生活上の困難があっても、自分の生き方や自分の生活の在り方を自分自身で判断し、決定し、行動できるよう、必要な環境を整備することが重要と町では考えております。生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持、向上を推進するとともに、可能な限り住み慣れた地域において日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、サービス基盤の整備を図っていくということを方針の一つとしたいと思っております。

続きまして、基本方針の2、支えあいを推進するまちづくり。

こちらは、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターを中心とした支えあいと連携によって、認知症の予防や各種介護予防の取組を充実していくとともに、認知症の方も含めた全ての高齢者の皆さんが尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができるよう支援体制を整備するということをまとめたものであります。

続きまして、基本方針の3、介護基盤の充実したまちづくり。

こちらにつきましても、要介護状態となっても尊厳が保持され、その有する各々の能力に応じて、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスの充実を図るとともに、保険者として適切な保険事業の運営を行っていくことというものを方針としたものであります。

ページをめくっていただいて、6ページからをご覧くださいと思います。

こちらが、本編でいうところの4章、健やかで暮らしやすいまちづくりとなります。

こちらの部分は、後にご説明します介護サービスに係る給付等の事業とは違ひまして、地域で生活する高齢者の皆様方を支えるための事業についてまとめたものであります。

こちら、既に今現時点で私たちの美里町の高齢化率は3割を超えているところでありますが、長期的には4割を超えるとともに、支援ニーズの高い85歳以上の人口の方々の顕著な増加が今後見込まれております。長年にわたって社会の進展に貢献されてこられた高齢者の皆様方が敬愛され、健康で、安心して住み慣れた地域の中で生活が送れるよう支援するとともに、高齢者の皆様方が地域社会全体で支え合える体制、あと自らも健康を維持し、社会参加ができる生活環境の整備を行いながら、これからの超高齢社会に対応した各種施策を推進するためにまと

めたものであります。

こちら4章では、各種事業、例えば、健康づくり事業の推進、高齢者活動の支援事業、こちら敬老式や老人クラブの支援、憩いの家及びシルバー創作館の管理、あと老人保護措置及び居住支援の事業、高齢者自立支援事業、地域型の福祉推進事業、家族介護支援事業、社会福祉協議会への支援、シルバー人材センターの支援について、こちらの章でまとめさせていただいております。

続きまして、7ページ。

こちら第5章、支えあいを推進するまちづくり、こちらを抜粋して簡潔にまとめたものでございます。

こちらにつきましては、主に介護予防や地域包括支援センターの運営をはじめとした包括的支援事業についてまとめた章となります。

こちら、これまで地域で包括的な支援、サービス提供体系の構築を我々町として推進してきましたが、今後もさらに要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の方々への自立支援と要介護状態の重度化防止、様々な住民の皆様方の参画による支え合いの体制を整備することについて、各種事業を取りまとめております。

事業の主なもの、下の枠のほうにまとめております。

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、あとほかに任意事業についてまとめております。

また、この項目における任意事業、一番下の部分です、3番の(2)成年後見制度利用支援事業につきましては、前回の策定委員会で私お話させていただきましたとおり、第8期計画では特に町として力を入れていきたいと考えてございます。簡単ではありますが、別途、計画本編の後ろのほうに成年後見制度利用促進プランとして計画別紙としてまとめましたので、後にご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、8ページをご覧くださいと思います。

こちら8ページにつきましては、第6章、介護基盤の充実したまちづくり。

こちら介護保険サービス、一般的な給付のサービスの利用人数等について、事業の見込みとともにまとめたものでございます。

第8期計画におきましては、現在のところ地域密着型サービス等について、町として誘致、建設を考えておりませんが、ここの表の中の施設サービスの一番上、介護老人福祉施設、こちらの数字をご覧くださいただけたらと思っておりますが、利用人数の見込み、令和3年度が125人、それか



ら令和4年、令和5年、数値が多く推計しております。こちらにつきましては、町内の介護老人福祉施設が、次の計画期間内に現在のところ増床を計画しているということで相談を受けております。そのことから、今回見込値としてこちらの算定に加味するとともに、在宅サービスの利用の増減について今回調整を行っております。全体的には、利用人数は高齢者人口増加してくるということで、徐々にですが増加の傾向で今回全般的に見込んでおります。

こちら施設の増床につきましては、現在うちの町で、前回策定委員会でご説明させていただきましたが、施設入所の待機者がかなりの数いらっしゃるということから、町でも事業所のほう、直接県と施設とのやり取りにはなるのですが、何かの支援をしていきたいと考えております。

続きまして、概要の9ページをご覧ください。

こちらの項目につきましては、第8期の介護保険事業期間における事業費の見込み、ほかに介護保険料、これ本編の計画の77から82ページに当たる部分ですが、本来この項目は介護保険条例の改正に直結していることから、パブリックコメント条例第3条の1ウの規定により、義務を課す条例における金銭徴収に関するものとして、本来パブリックコメントの対象外としております。ただし、町のスタンスとしましては、ある程度目安ということで、前回の第7期計画案では、参考として給付の見込みや介護保険料の見込みというのを、あくまでも参考値という形で提示させていただいておりました。

今回、パブリックコメントを実施するに当たり、後に説明させていただきますが、12月1日にパブリックコメントのための計画案の公表をしたいと考えております。ただし、本日の時点で、この項目を見込むための介護報酬の単位、ほかには保険料算定に必要な基準所得金額であったり、後期高齢者の加入割合の補正係数、その他、ほかに諸々の係数が国から提示されていないという状況となっております。本来国のほうで10月末に係数を示すということでスケジュールを立てておりましたが、それが大幅に遅れていると今月中旬にメールで連絡がありました。そして、その係数がない部分ということで、こちらの保険料も参考数値としてある程度精査した形での掲載ができない状況となっております。それで、今回こちらの部分はパブリックコメントの中には掲載しないこととし、このページについてもカットした上で、今ある説明文を載せた形でパブリックコメントをさせていただきたいと考えているところです。

続きまして、概要の11ページご覧いただければと思います。

こちらは、第7章、計画の推進の部分を抜粋したものでございます。

こちらは、保険者として行うべき計画の進捗管理や町内の事業所さんに対する指導等につい

て取りまとめた章となっております。

ほかには、簡潔ではありますが、こちらの章に、新たに災害、感染症対策における庁舎内での関係部局との連携について、新たに記述させていただいております。

計画本編と概要で駆け足の説明で申し訳なかったのですが、以上になります。

続きまして、こちらの計画本編の90ページについてご覧いただけたらと思います。

先ほどご説明申し上げましたが、任意事業である成年後見制度利用支援事業に関する成年後見制度の利用促進に関する町のスタンスについて、計画別紙として今回まとめたものが、この成年後見制度利用促進プランとなります。今回、計画の本編に章として入れずに、あえて別冊としてこのようにまとめさせていただきました。

町の考えとしましては、成年後見制度は高齢福祉だけにとどまる施策ではないということがあります。障がい福祉の施策や、社会福祉施策全体と密接に関係するものが成年後見制度であると考えております。このことから、後々に介護保険事業計画だけではなく、成年後見制度を定義するほかの計画においても、このプランをそのまま活用することができるよう意識して、今回事業計画の別紙という形で別建てでプランをまとめたものであります。

内容といたしましては、こちらの成年後見制度の取組につきましては、美里町としましてもまだ制度への取組が始まって日が浅いということもありまして、構成としては非常にシンプルなものとなっております。

91ページから93ページまでは、制度の背景や考え方について取りまとめたものであります。

次のページの94ページ、現状と課題についてまとめているところです。

こちら94ページの表、3つのうち一番下をご覧いただきたいと思います。

平成29年度につきましては、成年後見制度に関する相談件数というのは、まだゼロという実績でした。それが、平成30年度には相談の人数が3件、令和元年度には急激に伸びまして、人数としては10人、延べ人数28件という形で、急激に伸びている制度であります。

まだ周知されきっていない制度でもあるものの、この制度を必要とするという相談は増加している状況となっております。しかし、制度自体が本当に複雑なことであることから、進捗もなかなか思うようにいかないというのも正直なところです。ただ、町として、あえて今回力を入れていきたいと、本腰入れて取り組んでいかなければならない制度であるという形で認識しております。

95ページをご覧いただければと思いますが、こちら平成31年2月に関係機関に対して実施したアンケート調査や会議における意見をまとめたものですが、こちらの中でも制度の理解の

困難さや具体的な手続が煩雑過ぎて分からない、相談できる場所づくりが分からない、今後ネットワークをどのようにつくっていくか、課題点が出されているのが浮き彫りにされております。

こちらの課題の解決に向けて、今回の次の3年の期間では、ページめくって96ページをご覧ください、町としまして、①から⑤、5つのことについて重点的に取り組んでいきたいと考えております。

まず1つ目が、成年後見制度の普及と啓発。

これまでも地域の住民、皆様に対して、広報紙、ホームページを活用した周知を図ってきているところではありますが、こちらもっとさらに周知に力を入れていきたいと考えております。

さきの策定委員会の中でご説明させていただいたアンケート調査におきましては、高齢になるほどこちらの制度の認知度が低くなっていくという結果が出ましたことから、この制度の周知という考えだけにとらわれず、ほかの住民向けの様々な事業の場で、積極的にこの制度について情報提供を行っていききたいと考えております。

ほかには、介護サービス事業所、各事業所の研修会、定期的に町の地域包括支援センター中心になって頑張っている展開しておりますが、そちらの中でもこちらの制度についての研修会を重点的に実施していきたいと考えております。

続きまして、②成年後見制度の利用支援。

成年後見制度の申立ての費用や成年後見人等に対する報酬を負担することが難しい方に対して、審判の申立てに係る費用や、成年後見人、保佐人または補助人に対する報酬を町として支援していきます。

続きまして、3番目、地域ケア個別会議。

成年後見制度の利用が必要かどうか適切に判断できるよう、地域ケア個別会議の中で、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を交えた形で検討を行うことができるような体制を構築してまいります。

続きまして、4番目、権利擁護支援ネットワークの構築。

こちらは、仙台弁護士会、宮城県司法書士会、宮城県社会福祉士会等の専門的知識を有する他職種の人材を含める権利擁護支援ネットワーク会議を開催し、権利擁護支援における課題や解決策について協議を行ってまいります。

続きまして、5番、中核機関の機能の充実や設置に向けた検討を進めてまいります。

この中核機関は、権利擁護支援のネットワーク構築や広報・相談機能の充実のための中核と

なる機関を意味するものですが、こちらどのような形になっていくのか、また設置をどのようにするのか、次の計画期間内で計画を進めていきたいと考えております。

すみません、以上、駆け足で大変申し訳なかったのですが、私のほうから高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の案についてと成年後見制度利用促進プランについての説明を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（高橋文一会長）　ありがとうございました。

まとめてくれたこと大変だったでしょうが、何か項目や計画案の内容に疑問に感じたところなど、ご質問をよろしくお願いします。

計画の変更時に極端に変わっているところはないでしょうけれども、事務局は工夫して中身を少し考慮して、新しい項目も入れつつ、今後役に立つように工夫はしてくれているみたいなので、その辺も踏まえて何かご意見ございましたら。

清水委員。

○清水委員　概要なのですが、前回の委員会で提示されました第8期計画策定における指針案の資料で、これは恐らく国から提示された内容だと思いますが、網かけの部分、アンダーラインの部分があるのです。国ではこれを入れてくださいねという部分だと思ったのですが、いわゆるこの網かけになった部分とかアンダーラインの部分について、事業計画の中に全て取り込まれているかどうか、取り込んであると理解しているかどうかちょっとお聞きしていいですか。

○事務局（伊藤課長補佐）　市町村計画の前回の会議について趣旨の部分、私のほうからご説明させていただいたところです。

そこで、今、清水委員さんおっしゃった網かけの部分です。すみません、ちょっと私、前回ほぼこの網かけの部分については、内容の文書等、項目として設定はしなくても、内容については包含するような形で文章は意識して作成しているところです。

ただ、1点だけ、例えば、ここ市町村部分で就労活動支援コーディネーターの部分、ここ追記とかという部分が前回指針のほうで強調表示しているところですが、ここ、大変申し訳ない、ここは、うちのほう仕様の部分も若干ちょっと今回計画のほうにも入れているところですが、例えば、具体的にこれ就労活動支援コーディネーターという名称では、実際は入っておりません。そして、ここの部分の追記の部分は、あくまでも指針の任意に入れても入れなくても構わないという。すみません、ここ前回ちょっと具体的な説明を私のほうで詳細にやっていなくて申し訳なかったのですが、こういう任意と言われている部分は文章として入れていないという

状況もあります。

ただ、全体的にこちらの指針、特に強調する部分含めた形で、今回の計画書の中には溶け込ませた形で意識して策定はしております。すみません、回答にはなっていないかもしれませんが、以上で説明を終わらせていただきます。

○清水委員 今、項目的には載っていないという話がありましたが、実際項目に載ってなくても、いわゆるこの文言がある部分に入っていればいいのかと思っていますが、いわゆる抜けていたらどうなのかとちょっと感じたものですから。こうすべきだというもの、こういうふうに記載しなさいよという何か指示の部分が結構ありますので、そうなっているかなということをちょっと確かめるために聞きました。

○議長（高橋文一会長） よろしいですか。

ほかに何か気づいた点。

○清水委員 私ばかりですみません。

45ページになります。3番目に、右のほう、老人憩いの家及びシルバー創作館の管理とあります。いわゆる計画時の人数です。実績と見込みということで、30年度から2年度まであります。計画が5,900になっています。30年、5,600、次は5,300で下がってきているのに、なぜ急に上がって、これ恐らくある程度データの中からつくり上げた資料かなと思ったのですが、極端にこんなに何か頑張りますよという数字でいいのかとちょっと感じたんです。

○事務局（近藤聡子 主幹兼長寿支援係長） では、私のほうからご説明させていただきます。

実際、実績としては令和元年度、少し減ってはおりますが、今の時期ですとコロナ禍なので使えていない状況ではありますが、活動として増えているのが実際です。本当は活動したかったけれども、今活動できていない状況ではありまして、年々増加しておりますので、5,900とさせていただきます。

○清水委員 ある程度データに沿った数字というのを計上したと思うのですが、こう見ると、ほかの章の部分も実は極端に上がっていた部分があるんです。本当に急にこんなに頑張って大丈夫かなと。いわゆる今までの実態と来年度からのやつで、極端に違ってちょっといいのかなという感じがするのです。そんなに頑張らなくても、いわゆるデータ、今までの経緯と、それから高齢者人口の変化とか、それに合わせた数字でいいのかと実は思ったものですから。何かこういうふうにとやると、頑張りが過ぎて、後で極端に数字が違ったりしても感じたので。

○事務局（近藤聡子 主幹兼長寿支援係長） では、もう一度私のほうから、すみません。

実は、今年度の延べ利用人数の計画値として5,800を見込んでおりました。なので、徐々に

伸びるという傾向で見させていただいていました。

○議長（高橋文一会長） 5,800ですか。

○清水委員 疑問に感じたところです。特に言いたいことは、こうなさいという話じゃないので。

○議長（高橋文一会長） 努力して前進しようとしているので、これはこれで認めていただくと。極端に逆に減っているとちょっと寂しくなるので、頑張って、そこまで持ち上げてくれる予定だと思いますので、よろしくお願いします。

○清水委員 色々質問して申し訳ありません。

○議長（高橋文一会長） いえいえ、この際ですから。

○清水委員 では、もう一つ。10ページお願いします。概要の10ページです。

一番下にあります、介護給付適正化事業とあります。下の2行に「本町においては、国が示す主要適正化5事業のうち」とあります。その3つのうちを事業実施しますとあります。あとの2つはどんなことなんでしょうか。

それから、その3つを選んだ、選択した観点というか、視点は何であったのか、ちょっと気にかかったので。

10ページの下の方。国が事業を5つ示しています。そのうち、美里町では、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、それからあと縦覧点検・医療情報との突合、この3事業を実施しますとなっています。だから、5つあるとあって、3つでも2つでもいいのか、それとも何か3つでもいいという、その選択した視点というのはどんなところなのか。

もしあれだったら後でいいです。

○議長（高橋文一会長） すぐ出ますか。

○事務局（渡辺克也 課長） ちょっとお時間いただけますか。

○議長（高橋文一会長） いいです。誰かに探してもらったら。

その間、清水さん、大丈夫ですか。この際ですから、どうぞ。

○清水委員 右のほうのサービスの質の確保・向上とあります。

(1)に事業者相互間の情報交換と連携確保というのがあります。見たり聞いたり、私の個人的なあれですけども、各事業者さんの交流というか、連携とかというのは、美里町はどうやってこう確立というか、出来上がっているのか。私は全然見えないです、話なんかも聞くと。お互いがもう1事業者単位で何か、極端に言う、競争まではいかないですけども、何となくあまりお互いに情報交換をしながら、切磋琢磨しながら、じゃ自分たちも頑張ってい

ましよう、そういう姿勢があまり聞こえてこないんです。ですから、いかにそういう情報交換だとか、共有化するとか、連携を取る、そういうのはどういう取組をやっていったらいいのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（高橋文一会長） 事務局。

○事務局（相原課長補佐） 課長補佐の相原です。よろしくお願いいたします。

すみません、着座で説明させていただきます。

今現在、取り組んでいることについてご説明をさせていただきます。

町の地域包括支援センターのほうで年間5回ほど介護事業者さん方、あと医療機関関係者の方を対象にした研修会を行っております。研修会ですので、もちろん座学で勉強するということもあるのですが、その中でグループワークをしたり、あとは実際ケアマネジャーの仕事をしている方に事例を発表していただきながら意見を交換したりとか、そういう内容で研修会を行ったりしております。そういう中で、ほかの事業所の状況をつかんでいただいて、研修を学びにしてもらっているというところがあります。

そのほかに、今、生活支援体制整備事業ということで、高齢者の方が住みよい地域づくりというところを、私たちのほうで社会福祉協議会さんのほうと一緒に事業を行っているのですが、その中で解決しなければならない課題が出てきた際に、地域の事業者さん方にも、地域住民の方とお話合する場面がある場合にお声がけして、一緒に参加してもらう中で意見交換したりなども行っております。

実は、この間、先々週ぐらいも、地域の課題としてやっぱり訪問介護についてなかなか人材がいなかったり、あとは高齢者の方のごみ出しの問題がありましたので、町内の事業者さん方にもお集まりいただきまして、みんなで何とかしなきゃいけないというところを意見交換したりとか、情報交換する場を設けているというところなんです。

以上です。

○清水委員 いわゆる審査とか、あるいは特定の職業の方だけの研修会とかじゃなくて、一スタッフを含めた、そういうお互いの事業者さんのスタッフ同士の交流というのはすごく大事だと思います。ですから、そういう取組をぜひやれたらなというふうに思います。

○事務局（相原課長補佐） 今お話しましたのは管理者対象ではなくて、一従業員の方も参加できるような内容でお声がけしておりますので、平日頃現場に出て、ヘルパー業務なり、介護業務なりを行っている方も参加していただいたりしております。逆に、管理者さんとか経営者の方を中心にした会議のほうはなかなかないので、今後そちらのほうを考えていかなければな

らないと思っております。

以上です。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございます。

分かりましたか。

伊藤課長補佐。

○事務局（伊藤課長補佐） 先ほどの清水委員ご質問の主要適正化5事業、残り2つは何なのでしょうかというご質問について回答させていただきます。

こちら計画のほうには、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報の突合の3事業を実施しますと記載させていただきました。残り2つにつきましては、介護給付費の通知、もう一つが住宅改修や福祉用具の点検、その2つが残り2事業となります。

この2事業がどのようなものかと言いますと、介護給付費の通知につきましては、よく医療保険とかを使いますと何か月に1回、医療保険を幾ら使いましたという形の通知がありますが、その介護保険版になります。ただ、そちらにつきましては、実際大きい市とかですと自治体単独で実施しているところもありますが、小規模自治体は国民健康保険団体連合会のほうに依存しなければならず、それなりに予算を要するというので、現時点では、美里町ではこの取組は実施しないという結論で、次の計画も考えております。

もう一つの住宅改修、福祉用具、こちらの点検につきましては、実際給付の申請があった際に、うちの町の職員レベルで内容の精査や点検は行っているという事実はあります。ただし、実際こちらの主要5事業で求める内容につきましては、その中に専門職等も交えて点検をなささいということから、現時点で、美里町の体制ですとそちらの仕組みづくりが難しいということ、今回こちらの適正化事業のほうには入れないという形で、計画のほうには記載しないという形にしております。ただ、実際にこちらの点検につきましては、事務レベルではしっかりと行っている状況です。

以上です。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございます。

よかったですね。確認できて。

そのほかに。

○小野委員 8ページなんですけれども、概要のほうの8ページですけれども、介護保険サービス事業量等の見込みのところのお話で、施設サービスの介護老人福祉施設の増床の計画があり、施設待機者がいるので増床の計画があるということだったのですが、いわゆる特養ですよ



ね。

○事務局（伊藤課長補佐）　そうです。

○小野委員　特養の増床の計画については、6期あたりから特に、宮城県老人福祉施設協議会のほうで県に対して、待機者数はあるけれども現実とそぐわず、これ以上介護保険施設を増やすということによって、むしろ職員の取り扱いになったりということが見られるため、増床というのは考えてほしいということはずっとお話してきているところなんです。

ただ、数値として待機者が何名ということで、3か月に1回、県のホームページにも公表されるので、ただ、実際は公表されている数値と違ったりしてしまっていて、ここ10年ぐらいの流れでは本当に高齢者を各施設で取り合うというような状況が見られていますし、申し込んで入れるという期間も非常に短くなってきている状況もあるので、このように計画値を上げて大丈夫なのかなと思いました。

○事務局（伊藤課長補佐）　ご意見ありがとうございます。

こちら最終的な許認可、広域型の特養になりますので、県と、実際法人のやり取りとなります。

それで、実は今回プラス40人を見込んではおりますが、こちら見込み自体は最大の部分で見込んで、実際ちょっと正直なところ、その部分が最終的に幾らの増床になるかというのは、多分年度を越してからの話になってくるということでお話を聞いております。それで、今回見込みとしては最大の部分で利用者数を見込んだということで、数値を上げさせていただいております。あと、これに伴って先ほどご説明しましたが、居宅サービスの部分、ちょっと若干精査しているところです。

最終的にそちらの増床につきましては、我々のほうもちょっと何とも言えないという部分であり、回答になっていなくて大変申し訳ないのですが、今の情報の中で、最大での数値で見込んでおかないと、見込みが足りず、実際の数値が増えましたとなると、給付の部分に大きく影響してくるということでの今回この数字の計上となっております。

以上です。

○議長（高橋文一会長）　今の話を聞くと、県と施設とのやり取りというような、町における精査も限界があるのでしょうか。ある程度の見込みの数値を上げておく、その辺は多少黙認せざるを得ない、取りあえずは、現状として。どうですか。大丈夫ですか。

○小野委員　分かりました。

○議長（高橋文一会長）　その辺、もしそういう可能性があるのであれば、町としてもきちん

と、施設のレベルの話だけではなくて、町等の対応も聞きたい、取りあえず。心がけてよろしくお願ひしたい。現実にやりますので。その辺も含めて。

○小野委員 いろんな見込みを上げて、予測を立てて積み上げた数値が、結局介護保険料のほうに反映してくるわけなので、介護保険料のほうも上がったとしても、例えば軽減がかかりますよね。所得の少ない人はこの額ですと、そこが守られるわけですよね。そうすると、今後この年金の収入で、80万を超えない方というのは、どうでしょうか、増えていくのではないのでしょうか。そういった中で、やはり町の財政負担もさらに増えていくということであるので、いろいろ厳しいなという思いで、この計画を読ませていただいております。

○事務局（伊藤課長補佐） ありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） 心してよろしくお願ひします。

ほかに。

どうぞ。

○櫻井委員 概要の8ページですけれども、施設サービスのところで、上のところの表です。この中で、介護医療院というのが、ちょっと新しい言葉だなと思ったんですが。

○議長（高橋文一会長） 語句の説明、事務局、分かりやすく。

○事務局（伊藤課長補佐） 本編の61ページをご覧くださいもらってもよろしいでしょうか。

今、櫻井委員さんがおっしゃったとおり、介護医療院は制度改正により平成30年4月からこのようなサービス体系が出来上がっております。

こちらサービスの内容としては、日常的な医学の、医療の管理が必要な本当に重度の介護者の方を受入れ、最終的にはみとりとかターミナルの機能と、あとほかに生活施設としての機能を兼ね備えた施設となっております。

つい最近ですと、ここら近辺ですと、民主病院さんのほうが介護医療院に、療養型医療施設から転換して、ちょうどうちの町でも大体秋口ぐらいから利用される方ちらほら出てきている施設となります。

どちらかという、特別養護老人ホームの入所の方よりも医療行為に重きを置いた重度の介護を要する方が入所するサービス体系という形になっております。

以上です。

○櫻井委員 両方兼ね備える施設ということですね。

○事務局（伊藤課長補佐） それの医療寄りです。

○櫻井委員 そうすると、こういう施設が増えて、これからは必要になってきますね。例えば、多分この計画も国の考えを反映した部分も随分あるのではないかなと思うのです。そうすると、国ではもちろん病床数を減らしていくという傾向になっていますよね。そうなってくると、慢性の病気がある程度治っても、その後の自立した生活ができない人の場合は、多分こういうところに入るようになっていくのかなと思うんですけれども。いつまでも病院では置かないと思うのです。

○事務局（伊藤課長補佐） どちらかと言いますと、こちらの介護医療院自体はさらに重い方、例えば、ある程度病状がずっと安定していて体力が持つ方というよりも、こちらにも書いておりますが、主としては看取りであったり、ターミナルという意味合いで医療行為と介護が必要な方が入所するという方の施設と言えます。

そして、今現在町内では、こちらの介護医療院に転換の意向を示している事業者さん、病院等は、今のところここ何年かはないですが、この圏域でも、何年かの間には介護医療院に移行したいという意向を示している病院は、現段階ではありません。例えば今櫻井委員さんがおっしゃったとおり、今後、さらに高齢者の人口の割合が増えていきます。そうなった場合に多分この介護医療院のニーズというのはかなり出てくると思います。次の計画期間は、そこまでの需要はないものの、その先の部分でこちらの需要、あと転換する施設さんというのが多くなってくるのではないかなと私は考えております。

以上です。

○櫻井委員 もちろん大きくしていかなくちゃならないですね。特に介護の問題で。

○議長（高橋文一会長） よろしいですか。

○櫻井委員 はい、分かりました。

○事務局（伊藤課長補佐） ありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） ほかに、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○原委員 計画案の内容については、かえって逆に、私なりにいろいろ勉強させてもらいました。一応一通りは読ませていただいたのですけれども、質問というよりも、これちょっとと思ったのですが、2ページの法の改正についての説明で、今年度内に出すのですよね。2ページの上から十何段目のところに「来年の4月1日施行されました」という部分は、今から出すのにいいのかなとちょっと引っかかったのね。「施行されます」だとよろしいのでは。

○議長（高橋文一会長） 私もここ引っかかりました。

○事務局（伊藤課長補佐） ご指摘ありがとうございます。

この計画、先取りで書いていまして、この計画自体の有効となる期間というのが、ちょうど来年の4月1日からこの計画が有効となるということで、ここの部分は過去形で記載をさせていただいたところですが。

この計画書案の段階では、過去形にはご指摘のとおりになっておりませんので、今後、パブリックコメントの実施や議会への説明がありますので、ここの表現を工夫させていただきたいと思います。ご指摘どうもありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございます。

よろしいですか。

もし思い出したら、まだその他もありますので、思い出したら発言していただけるとありがたいと思います。

（2）に入ります。

その他、何か事務局ありましたら。

○事務局（伊藤課長補佐） それでは、すみません、事務局から、今後計画がどのように策定されるのか、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、今日の策定委員会の皆様からのご意見等で若干こちら修正したものを、来月12月8日から令和3年1月12日までパブリックコメントとして一般の方に公表の上で、内容についてご意見をいただく予定としております。意見募集期間が終わりましたら、どのような意見が住民の方から出されたのか、それに対して町としてどのように考えるのか、中にはそのご意見により、こちらの計画の内容について若干修正する必要が出てまいります。その回答を、町としての考え方、まとめたもの、場合によっては内容を修正したものを持ちまして、来年1月中旬から下旬をめどとしまして、多分下旬ぐらいになると思うのですが、最後の計画策定委員会を開催させていただく予定となっております。最終的に計画書案をまとめたものを、次は2月に議会のほうに計画書案の内容説明ということで、全員協議会でご説明をする予定としております。

それと同時に、説明しました介護保険料の部分、大体年明けぐらいには国のほうでも係数が出ますので、介護保険条例に、こちら介護保険料を定義しなければならないので条例改正が必要となってまいります。こちらを3月の議会に条例改正案として上程して、可決をいただければ、その後晴れて年度明け、4月1日からこの計画が計画期間の開始という形で予定しております。

1月、パブリックコメントの意見が出て、ちょっと数にもよるので、少ない数であれば、町の考えをすぐ取りまとめて、その内容をどのようにしていきますかという形で策定委員会の日程調整をさせていただけたらと思います。他の計画ですと90項目ぐらいの質問や意見が出ているものもございますので、ある程度、そこまでの数はうちの計画では意見等が出ないとは思いますが、その意見等の数を見て、回答の調整をある程度めどを立てた時点で、ばたばたとはなってしまいますが、策定委員会の日程調整をさせていただきながら、1月中旬から下旬をめどとして委員会を開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからの説明は以上になります。

○議長（高橋文一会長） 今後の予定について、今説明がありましたけれども、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

じゃ、取りあえず項目が多岐にわたっているのも、新しいことではないのですけれども多少法律の訂正等々もありますので、その辺も踏まえて、事務局はもうひと頑張りしてくれると思うので、我々も注視していかなければならないと思います。

滞りなく一応会議は終了ということで、よろしくお願いいたします。

事務局の課長に返します。

○事務局（渡辺長寿支援課長） 本日は、貴重なご意見、いろいろと委員の皆様方から頂戴しまして、ありがとうございました。

今後のスケジュールについては、今担当が申し上げたとおりでございますけれども、本日、計画案でお示した内容につきましては基本にご承認いただいたものと理解をさせていただいて、本日のご意見、それから必要な文言の修正、そして、若干の誤字、脱字等もまだ出てくる可能性がございます。その辺の訂正等、必要な調整を事務局のほうで引き続き進めてまいりたいと思っております。

それから、今担当が申し上げましたとおり、今後実施しますパブリックコメントの終了後、1月下旬までの間に、もう一度策定委員会を開催させていただいて、その内容、そして最終的なご確認を委員の皆様方をお願いをさせていただければと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和2年度第2回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

---

署名委員

---